

補助金支出一覧(令和元年度決算)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

一般会計

(単位:円)

所 管	支出名称	支出先	令和元年度予算 (予算現計)	令和元年度支出金額	平成30年度支出金額	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終期又は 次回検証 年 度
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助 金(給食費補助)	準要保護家庭の児童 生徒の保護者	1,455,902,000	1,187,526,043	1,110,460,162	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し て、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の 円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度 に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費 の支給を行う ・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)	S34	R3
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助 金(医療費援助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	16,693,000	7,070,750	9,558,960	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条、学校保健安 全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困 難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保 を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的と する	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保 護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要 保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病 にかかる医療費の援助を行う	S34	R3
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和セン ター運営費補助金	(公財)大阪国際平和 センター	69,043,000	68,090,441	70,305,745	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するととも に、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平 和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを 目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、 以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費につい ては府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団 自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する	H3	R3
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	国指定文化財管理費 補助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の 所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のため に、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図 り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的と する	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管 理費総事業費の1/4を補助	S55	R3
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	市指定文化財保存修 理事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	0	4,497,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う 文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うこと により、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発 展に資することを目的とする。	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと 文化財としての価値を損なう恐れのあるものについ て、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事 業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付す る。	H12	R3
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポーツ 大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ 大会に参加する本市 立中学校生徒の保護 者	628,000	329,360	1,493,410	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催 されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様 の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立 中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実 践の機会を確保することで心身ともに健康な中学生の 育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催 されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様 の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生 に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はJR大阪駅から開 催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催 都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関 する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上 限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助 金)	本市在住高校生およ び高専生	21,488,000	18,420,217	21,798,622	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対 し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを 目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生 活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使 途確認の上、奨学費を支給する 第一学年は107,000円以内、第二学年以上は72,000円 以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し 引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	1,306,443,000	1,061,081,264	1,040,017,046	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し て、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の 円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保 護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要 保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅 行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う (修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(中学校夜間学級学 用品費等補助)	本市在住中学校夜間 学級生徒、またはそ の保護者	2,174,000	1,165,236	1,486,370	大阪市内に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済 的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を 軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒ま たはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費 (泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行 う	S45	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(視覚・聴覚特別支 援学校高等部専攻科生 徒の保護者)	視覚・聴覚特別支援 学校高等部専攻科生 徒の保護者	15,000	0	0	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊 事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、 その負担能力に応じ、就学のための必要な経費につ いて、本市が一部を補助することとし、もって特別支援 教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第 2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当す る者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計 基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	R元
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助 金(小・中学校特別支 援学級学用品費等補 助)	大阪市立小・中学校 の特別支援学級に就 学する児童生徒の保 護者及び学校教育法 施行令第22条の3に 規定する障害の程度 に該当する児童生徒 の保護者	122,150,000	132,065,744	108,787,040	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学す る児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の 経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に 資することを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児 童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規 定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対し て、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行 令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に 応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、 学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1 年生のみ)、交流学習交通費、職場実習交通費(中学校 のみ)、医療費を支給する	S46	R3
所属計			2,999,615,000	2,476,328,055					